

# 神川町公共施設等総合管理計画（改訂案）概要

## 1 計画の背景・目的（計画書 P.1・2）

平成 28 年：「神川町公共施設等総合管理計画」策定

平成 31 年：公共施設の保有量の適正化の方向性を定める「神川町公共施設再配置計画」策定

令和 2 年：今後保有していく公共施設の施設の機能や性能、安全性を良好に保ちつつ、  
修繕・更新費用等の平準化を図るための「神川町公共施設長期保全計画」策定

令和 3 年：国「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」公表  
→個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直し要請

持続可能な行政サービスを維持するために、公共施設の「総量縮減」や「配置の見直し」「コストの縮減」などを進めていくための基本方針となる「神川町公共施設等総合管理計画」を改定

## 2 対象施設（計画書 P.2）

建物系施設（行政、防災、教育、公営住宅 等）

インフラ系施設（道路、橋りょう、河川、上下水道 等）

公共施設等

## 3 計画期間（計画書 P.3）

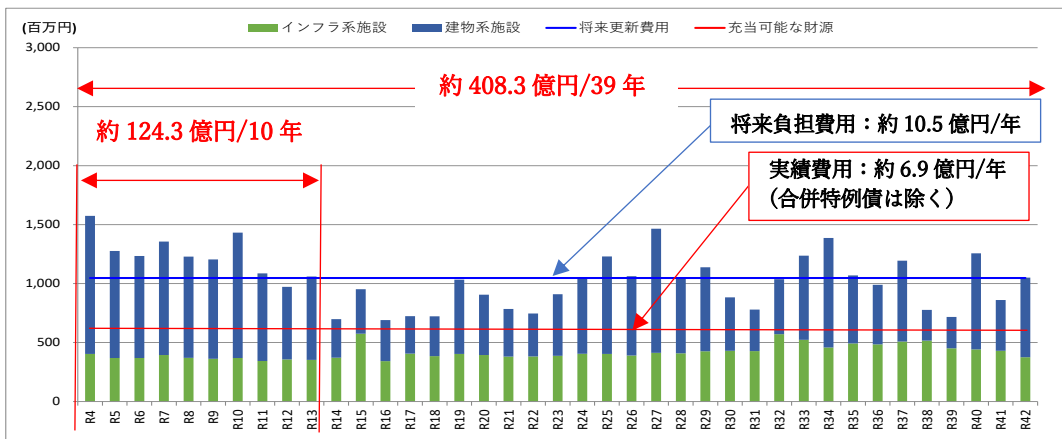
令和4（2022）年度から令和42（2060）年度まで

## 4 公共施設等に係る将来負担費用の見通し（計画書 P.16）

公共施設等に係る費用負担は、劣化状況に合わせて計画的に修繕等を実施し、目標使用年数まで長寿命化を図った場合、建物系施設とインフラ系施設合わせて年平均約 10.5 億円。

今後、充てられる財源は、平成 23 年度から令和 2 年度までの過去 10 年の維持補修費、普通建設事業費等の平均値（約 10.7 億円/年）から、合併特例債分を除いた年平均約 6.9 億円。

→公共施設について現状の総量を維持した場合、年平均約 3.6 億円/年不足と推計



## 5 計画の目標（計画書 P.22）

人口減少や利用者ニーズを踏まえた公共施設等の統合・廃止等による保有量の縮減を前提とし、

- 安全・機能性の確保
- 将来の人口動態・需要に見合った供給
- 管理運営及び維持更新に係る費用の抑制

公共サービスの健全な持続経営

## 6 建物系施設・インフラ系施設の管理方針（計画書 P.23~27）

**予防保全の実施**：「事後保全」から、日常的・定期的な点検等により機能の低下の兆候を検出し、故障等を未然に防ぐ「予防保全」を基本にすることで、計画的な保全を図ります。

**長寿命化の実施**：施設類型ごとの個別施設計画や劣化状況を踏まえ長寿命化を実施します。

**改修等の費用抑制**：日常的な点検等により工事が必要となる時期を把握して、計画的に修繕等を実施することで、長期的な視点での費用の低減や平準化を図ります。

**災害時の対応**：地震や台風などの大規模災害が発生した際には、迅速に施設等の状況を確認し適切な修繕等を実施します。

**ユニバーサルデザイン化の推進**：建物の改修及び更新・新設の際には、ユニバーサルデザイン化を進めます。また、当面現状を維持する建物についてもユニバーサルデザイン化に努めます。

**統合や廃止**：公共施設の保有量の適正化の方向性を定めた「神川町公共施設再配置計画」を踏まえ、計画的に再配置を進めます。

※インフラ系施設については、住民生活の基盤であるため、複合化・集約化等が基本的には適合しません。中長期的な視点で捉え、施設の改修等に合わせて適切な保有量への見直しを図ります。

## 7 施設類型ごとの基本方針（計画書 P.28~）

施設管理の方針を踏まえ、施設類型ごとの現状認識や管理に関する考えをまとめています。

※考え方等は既に作成している個別施設計画とも整合性を図っています。

## 8 公共施設マネジメントの確実かつ継続的な推進に関する方針（計画書 P.54~）

社会情勢や施設ごとに作成している個別施設計画の進捗状況等も踏まえて定期的に計画を見直し、公共施設マネジメントの確実かつ継続的な推進に努めます。